

育児休業給付金 延長手続きについて

リーフレット
7.千解説

要件

育児休業給付金の支給対象期間延長の対象は、職場に復帰するために保育所等の入所を希望し申し込みをしたが、子の1歳に達する日の翌日（誕生日）に入所できない場合に限定されます。

【解説】

- ① 育児休業給付は1歳の誕生日までの**職場復帰**が前提
 - ② 職場復帰するために1歳の誕生月入所希望で保育園の申込みを行った
 - ③ 申込みの結果、入所ができなかった
 - ④ 入所ができなかったため、育児休業を延長せざるを得なくなった
 - ⑤ ハローワークに入所ができなかった証明（保留通知・不承諾通知）を提出し、給付金も延長する
- ①～⑤が一般的な延長手続きの流れになります

●以上のことから延長の要件をまとめると↓になります

1. 市区町村等で保育所等の入所申し込みを行う
(1歳の誕生日の前日までに)
2. 入所申し込み時に
入所希望日を1歳の誕生日以前とする
3. 1歳の誕生日に保育所等に入所できなかった

この3点を全て満たしている場合延長可

なので、このような場合は・・・

子供の誕生月は12月。
来年4月に復帰する予定なので
12月は申込みはしていません

申込みはしていませんが
「保育園に入れていない」
証明書をもっています

市に問い合わせをしたら
空きがないと言われたので
申込みしませんでした

うちの会社は3歳まで育児休業
をとれるので、保育所に入れる
必要がないから申込みはして
いません

申込みをしていないので給付金延長**不可**となります！

事例②

入所希望日を子の1歳の誕生日の翌日以降として申し込みを行った場合

原則、支給対象期間の延長は認められません。

ただし、以下のような場合は、延長が認められる場合があります。

● **申し込みの時点で誕生日までの入所が締め切られていた場合 ⇒ 解説①**

例) 令和3年2月1日生まれの子について、令和4年2月1日からの入所を希望して申し込もうとしたが、既に締め切られていたため、令和4年3月1日を入所希望日として申し込んだ場合

● **空きがなく申し込みを受け付けていなかった場合で、申し込み可能な最短の入所希望日で申し込みを行った場合 ⇒ 解説②**

例) 令和3年9月15日生まれの子について、令和4年9月1日からの入所を希望していたが、募集がなかったため、令和4年10月1日を入所希望日として申し込んだ場合

【解説①】 誕生月の入所申し込みが間に合わなかった場合

→ 誕生日の前日までに申込みを行っていない場合、**給付金は延長されません**やむを得ず、1歳の誕生日以降を入所希望日として申込を行った場合は、**疎明書と確認資料**を提出いただきます。延長の可否は、疎明書及び確認資料で延長の要件を満たしていることが確認取れた場合のみ延長を行いますので、疎明書等の提出のみにより延長が行われることはありません。

(提出書類の例)

- ・ 疎明書・申込書の写し (申込日の確認)
- ・ 入所状況資料 (入所の可否確認)

★ 提出書類はあくまでも「例」です
書類の内容で延長要件が確認取れない場合は延長されません
他の書類を要求する場合があります

【解説②】 誕生月において自治体で申込み受付を行っていない場合

→ **直前または直後の入所申込み**が必要になります。

但し、**申込日が1歳の誕生日の前日より前**であることが必須

例) 誕生月が3月20日で2月3月に自治体が保育所の申込を行っていない場合
1月または4月の入所申込みを行い、保留となっていることが必要

但し、申込日が3月19日より前であること

(提出書類の例)

- ・ 保留通知書
- ・ 保育所利用案内 (該当月に募集がないことの確認)

申請について、わからないことがありましたら事前にご相談ください。

ハローワーク川崎 雇用保険適用課

TEL:044-244-8609 (21#)